

大規模な集客施設等に対する時短等の協力依頼

○対象地域：措置区域 2 2 市町

○要請期間：令和 3 年 6 月 1 日（火）から 6 月 2 0 日（日） 2 0 日間

○依頼の内容（共通事項）

- ・酒類提供等（酒類の店内持込含む。）を行わないことの働きかけ
- ・カラオケ設備使用自粛要請【法第 2 4 条第 9 項】
- ・施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知
- ・全ての店舗へのガイドライン遵守要請【法第 2 4 条 9 項】

○依頼の内容（施設の種類の別）

施設の種類の別	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 m²超【法第 24 条第 9 項】 20 時までの営業時間短縮要請 ・ 1,000 m²以下 20 時までの営業時間短縮の働きかけ ・ 人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以下
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バレーボール練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 m²超【法第 24 条第 9 項】 20 時までの営業時間短縮要請 ・ 1,000 m²以下 20 時までの営業時間短縮の働きかけ
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	